

資料 3－2

病院事業計画案における事務局からの 修正及び追加文案

- ・「3 救急に対する取組」中の文案修正
- ・「6 地域医療の支援に対する取組」中の文案追加
 - ・「地域医療支援病院」に関する文案
 - ・「電子カルテネットワークシステム」に関する文案

平成21年11月7日

第3回生駒市病院事業推進委員会

病院事業計画案における事務局からの修正及び追加文案

提案

「3 救急に対する取組」P7の「(※2)」の文言中「正常分娩と帝王切開のみ」という表現では市内の有床診療所と機能的に何ら変わらないことになる。

↓

文案

(※2)産婦人科については、1次・2次診療を行う。産婦人科緊急手術、分娩、ハイリスク分娩に対応する。但し、未熟児分娩が予想される場合はNICUを有する北和三次救急施設と緊密な連携を取り迅速な対応をする。

提案

「6 地域医療の支援に対する取組」において「本市立病院の目指す方向性の1つとして、医療法にある地域医療支援病院を目指してみてはどうか。」



文案

「(5)周辺の他の医療機関との連携について」の末尾に次の文案を加える。

「また、将来的には地域で必要な医療を確保し、地域の医療機関との連携等を図る観点から、医師会の協力のもと、地域の診療所や病院を支援する医療機関として、「地域医療支援病院」の承認を目指す。」

提案

「6 地域医療の支援に対する取組」において「医療の地域連携を図るためには、是非電子カルテを導入していただきたい。」

↓

文案

「(6) 地域医療連携推進のための組織・体制及び方法等について」の末尾に次の文案を加える。

「また、今後、さらなる地域医療連携を推進するため、医師会等とも十分に協議しながら地域共有型電子カルテネットワークシステムの構築に向けての検討を行う。」